

新潟県と株式会社新潟アルビレックス・ベースボール・クラブの連携に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）及び株式会社新潟アルビレックス・ベースボール・クラブ（以下「乙」という。）は、連携してスポーツ振興を図ることに合意したので、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲及び乙が、スポーツ振興において、それぞれの有する資源を有効かつ適切に活用し、更なるスポーツ振興を図ることを目的とする。

（甲及び乙の相互協力）

第2条 この協定書に基づく甲及び乙相互の協力項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 競技力向上に関すること
- (2) みるスポーツの振興に関すること
- (3) 子どものスポーツ環境整備等普及に関すること
- (4) スポーツによる地域活性化に関すること
- (5) その他本協定書の目的の達成のために必要なこと

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、この協定書に基づいて得られた相手方の情報（非公開であるもの）について、相手方の書面による同意を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協力期間）

第4条 この協定書の有効期間は、締結の日から、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに双方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新し、以後この例による。

（協議事項）

第5条 この協定書に定めのない事項又は協定書に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し、解決を図る。

上記のとおり協定書が成立したので、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年9月26日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県
知事
甲

花角英世

新潟県新潟市中央区長潟570番地
株式会社新潟アルビレックス・ベースボール・クラブ
代表取締役社長
乙

池田拓史
